

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	重度心身障害者医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

洞爺湖町は重度心身障害者医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

洞爺湖町

## 公表日

平成27年12月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度心身障害者医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成に関する事務
②事務の概要	洞爺湖町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成18年洞爺湖町条例第90号)に基づき、重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対し、医療費の一部を助成することによって保健の向上に資するとともに福祉の増進を図る。 洞爺湖町は、洞爺湖町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①医療費助成受給対象者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、その申請等に係る審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ②医療費助成受給者証の交付に関する事務 ③医療費助成支給に関する事務 ④高額療養費等の徴収に関する事務 ⑤高額介護合算療養費等の徴収に関する事務 ⑥統計処理に関する事務
③システムの名称	福祉医療システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者台帳情報ファイル、個人住民税課税台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 未定 ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二、
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長	住民課長 澤 登 勝 義
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	洞爺湖町(総務部総務課管財・情報グループ) 虻田郡洞爺湖町栄町58番地 0142-74-3000
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	洞爺湖町(総務部総務課管財・情報グループ) 虻田郡洞爺湖町栄町58番地 0142-74-3000

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年12月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年12月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

